

第1章 総 則

第1節 総則

1 計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び水防法（昭和24年法律第193号）等の規定に基づき、「青い海とみどり豊かな平和都市」の実現に向け、火災、救急、水災、地震、その他の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、かつ、災害による被害を軽減するために必要な消防施策及び消防体制の基本的な指針を定めることを目的とする。

2 計画の位置付け

この計画は「逗子市消防計画」とし、本市消防の任務、施設等の現状と将来を展望した長期計画等を明示し、消防力の総合的な活用を図るために必要な事項を定めるとともに、「逗子市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）に基づく消防部の細部計画とする。

3 市域の概況

本市は、東経139度35分01秒、北緯35度17分32秒に位置し、東西6.96キロメートル、南北4.46キロメートル、周囲21.20キロメートル、面積約17.28平方キロメートルで、神奈川県南東、三浦半島の頸部にあたり、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町にそれぞれ境を接し、西は相模湾に臨んでいる。

地質は、第3紀層と第4紀層の洪積層とが輻輳した三浦層群という特殊な地質となっていて、市の南東から北北西にかけては、神武寺山を主峰として丘陵性の山に三方を囲まれ、披露山及び大崎は海蝕作用で風致に富む岩礁を形成し、中央部は、田越川の地溝地帯として海岸線4.16キロメートルの逗子湾に臨んでいる。

河川水系は、本市のほぼ中央部を横断する田越川水系が主流をなし、池子川が桜山広地で、久木川水系は河口付近でそれぞれ合流し、西部を横断する小坪川水系とともに相模湾へ注いでいる。

またJR横須賀線により市街地が南北に二分されているほか、北から市の中心部まで乗り入れている京浜急行により、更に細分されているとともに、近年、建築物の密集化、高層化が進み、生活様式の著しい変化が見受けられている。